

事業承継を契機とした経営体制整備や経営革新等の新たな取組を支援します！

島根県事業承継新事業活動支援助成金のご案内

島根県事業承継新事業活動支援事業は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を助成し、計画の実行を支援するものです。

	<p>【親族内承継支援枠】 親族内の後継者・後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組、経営の維持・向上を図るために取組む新事業活動等</p>	<p>【第三者承継支援枠】 第三者に承継する取組や、第三者の後継者・後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組、経営の維持・向上を図るために取組む新事業活動等</p>
対象者	<p>【体制整備型】 10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者</p> <p>【経営革新型】 2年前から10年後までの間に事業承継を行った、または行う予定の県内中小企業者</p>	<p>【体制整備型】 10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者</p> <p>【経営革新型】 2年前から10年後までの間に事業承継を行った、または行う 予定の県内中小企業者</p> <p>【マッチングエントリー型】 承継相手が未定で10年後までに事業承継を行う予定の県内 中小企業者</p>
事業区分・助成対象	<p>■事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、戦略策定経費等</p> <p>■新商品・新役務開発、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等</p> <p>■販路開拓事業 新商品・新役務開発、収益力強化に伴う販路開拓経費</p> <p>■人材育成事業 新商品・新役務開発や収益力強化に必要な人材育成経費等</p> <p>■第三者承継促進事業 島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援を受ける取組みで、M&A 仲介料、マッチング手数料、着手金、交渉旅費等、企業価値評価経費等(仲介事業者への成功報酬経費は対象外)</p>	
補助率	<p>1 / 2 ※経営革新計画の承認を受けた場合 2 / 3</p>	
助成額	<p>上限：100万円～300万円 (1事業ごとに上限100万円) 経営革新計画の承認を受けた場合、上限額100万円引上げ(最大400万円)</p>	<p>上限：200万円～400万円 (1事業ごとに上限200万円) 経営革新計画の承認を受けた場合、上限額100万円引上げ(最大500万円)</p>

現在、応募受付中～締切：H30.8.30(木)

お問い合わせ先：東出雲町商工会(大谷・伊藤)

TEL：0852-52-2344

島根県事業承継新事業活動支援事業ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>

島根県事業承継新事業活動支援助成金

支援枠	親族内承継支援枠		第三者承継支援枠		
対象者となる取組	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で事業体制を整備する取組 <ul style="list-style-type: none"> 後継（予定）者が決まっていること 事業承継計画の策定が必要 	2年前から10年後までの間に事業承継を行ったまたは行う予定の県内中小企業者で経営を革新する取組 <ul style="list-style-type: none"> 後継（予定）者が決まっていること 承継予定企業は事業承継計画の策定が必要 	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で相手先を確保する取組 <ul style="list-style-type: none"> 承継先または承継元が未定であること 事業承継計画の策定は不要 	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で事業体制を整備する取組 <ul style="list-style-type: none"> 承継先または承継元が決まっていること 事業承継計画の策定が必要 	2年前から10年後までの間に事業承継を行ったまたは行う予定の県内中小企業者で経営を革新する取組 <ul style="list-style-type: none"> 承継先または承継元が決まっている、もしくは承継実施済であること 承継予定企業は事業承継計画の策定が必要
事業類型	体制整備型	経営革新型	マッチングエントリー型	体制整備型	経営革新型
事業区分	ア 事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、戦略策定経費、企業価値診断経費等	ア 事業承継計画策定・実施事業 同左		ア 事業承継計画策定・実施事業 同左	ア 事業承継計画策定・実施事業 同左
		イ 新商品・新役務開発、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等			イ 新商品・新役務開発、収益力強化事業 同左
		ウ 販路開拓事業 新商品・新役務開発、収益力強化に伴う販路開拓経費			ウ 販路開拓事業 同左
	エ 人材育成事業 体制強化に向けた幹部人材や専門人材の研修経費、募集経費等	エ 人材育成事業 同左		エ 人材育成事業 同左	エ 人材育成事業 同左
			オ 第三者承継促進事業 島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援を受ける取組みで、M&A仲介料、マッチング手数料、着手金、交渉旅費、企業価値診断経費等 ただし、仲介事業者への成功報酬経費は対象外		
補助率	1/2	1/2 経営革新計画の法承認を受けた場合2/3	1/2	1/2	1/2 経営革新計画の法承認を受けた場合2/3
助成額	上限：100万円～200万円 （1事業区分ごとに上限100万円）	上限：100万円～300万円 （1事業区分ごとに上限100万円） 経営革新計画の承認を受けた場合、事業区分イ・ウまたはエのいずれか一つの上限額を100万円引き上げ （最大400万円）	上限：200万円～400万円 （1事業区分ごとに上限200万円）		上限：200万円～400万円 （1事業区分ごとに上限200万円） 経営革新計画の承認を受けた場合、事業区分イ・ウまたはエのいずれか一つの上限額を100万円引き上げ （最大500万円）
	・各類型において、それぞれ異なる年度での申請が可能 ただし、事業区分の重複活用は不可		・各類型において、それぞれ異なる年度での申請が可能 ただし、事業区分の重複活用は不可 ・事業区分「第三者承継促進事業」を含む申請は、島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援と第三者承継見込報告書が必要		
助成対象期間	事業開始日の属する年度の2月28日まで				
実施機関	各商工会議所、各商工会、（公財）しまね産業振興財団、中小企業団体中央会				